

## **環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの**

取組実施者が1戸のみとなっていて、複数の農業者による取組が行われていなかった  
農業者団体に交付された交付金の額(支出) 4673万円

### **1 環境保全型農業直接支払交付金事業の概要**

農林水産省は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下「法」)等に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図ることを目的として、環境保全型農業直接支払交付金事業を実施している。法等によれば、農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこととされている。そして、同省では、農業の有する多面的機能の発揮を促進するためには、農業者が個々にではなく連携してまとまりをもって有機農業の取組等の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した活動(以下「農業生産活動」)に取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されることから、交付金事業の実施は、農業者の組織する団体(以下「農業者団体」)での取組を基本とすることにしている。

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要領(以下「要領」)等によれば、国は、農業生産活動を実施する農業者団体等に対する支援を行うため、農業者団体等の農業生産活動の実施に要する費用を対象として、都道府県及び市町村を通じて、環境保全型農業直接支払交付金を交付することとされており、その負担割合は、法等により国が1/2以内とすることとされている。

そして、要領によれば、交付金の対象となるのは、農業者団体又は一定の条件を満たす農業者(以下「交付金対象農業者」とされていて、農業者団体は、組織の規約及び代表者を定めている複数の農業者等により構成される任意組織とすることとされている。一方、交付金対象農業者は、農業生産活動の実施面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積のおおむね1/2以上(以下「面積要件」)となるなどの者であって、市町村が特に認める場合とされている。なお、農業者団体を支援の対象とする場合は、上記のような面積要件は定められていない。

このように、交付金対象農業者は、面積要件を満たすなどの者であって、市町村が特に認める場合とされており、交付金事業は農業者団体による取組が基本とされている。

### **2 検査の結果**

平成29、30両年度に869市町村の農業者団体延べ5,395団体が実施した交付金事業(事業費計81億3794万円、交付金交付額計40億6897万円)を対象に検査した。

前記のとおり、交付金事業は、農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されるとして、農業者団体による取組が基本とされているが、農業者団体が支援の対象となる要件は、要領において、組織の規約及び代表者を定め、複数の農業者等により構成されていることが定められているのみで、そのうち農業生産活動に取り組む農業者(以下「取組実施者」)の数については定められていない。

そこで、前記の農業者団体延べ5,395団体における取組実施者数を確認したところ、延べ459団体(全体の8.5%、事業費計9346万円、交付金交付額計4673万円)は、取組実施者が1戸のみとなっていて、複数の農業者による取組が行われていなかった。

なお、取組実施者が1戸のみとなっている上記の延べ459団体について、実施面積が、仮に交付金対象農業者として交付金事業を実施した場合の面積要件を満たしているかを確認したところ、その大半である延べ443団体が面積要件を満たしていなかった。

このように、交付金事業は、複数の農業者が連携してまとまりをもって取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されるとされているのに、上記の延べ459団体が実施した交付金事業において、農

業者団体の構成員の中で取組実施者が複数ではなく1戸のみとなっていて、仮に交付金対象農業者として交付金事業を実施したとした場合には、その大半が面積要件を満たしていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### 3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、令和2年3月に要領を改正して2年度から、交付金事業の支援の対象となる農業者団体の要件として、取組実施者を2戸以上含むものとし、取組実施者が1戸のみの農業者団体については、交付金事業の対象としないこととした。また、同年5月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、地方農政局等から上記の内容について都道府県及び市町村に対して周知徹底するなどの処置を講じた。